

建礼門院右京大夫の召名に関する考察

遠 出 晤 良*

「建礼門院右京大夫集」は、その巻軸を、おそらくは新勅撰和歌集の撰集資料と考えて誤りないと思われるが、藤原定家に歌を求められた折の贈答一対をもつて閉じている。」

家集によれば次のことである。(本文引用は、日本古典文学大系「建礼門院右京大夫集」へ久松潜一氏校注)による。以下同じ。)

老のち、民部卿定家の歌をあつむることありとて、「かきおきたる物や」とたづねられたるだにも、人かずにおもひいでいはれたるなさけ、ありがたきおぼゆるに、「いづれの名をとかおもふ」とはれたるおもひやりの、いみじうおぼえて、なをたゞ、へだてはてにしむかしのことのわすれがたげば、「その世のまゝに」など申とて、

言の葉のもし世にちらば忍ばしき昔の名こそとめまほしけれ

かへし

民部卿

をなじくは心とめけるいにしへのその名をさらに世にのこさなん

とありしなんうれしくおほえし。

藤原定家が民部卿であったのは、建保六年(三三〇七月から、安貞元年(三三三十月までのことである。定家に新勅撰集撰進の下命があったのは貞永元年(三三三六月十三日のこと、彼はすでに権中納言であった。民部卿であった頃、定家に撰集

の資料を蒐めることがあったかどうか不明であるが、右京大夫の歌が、新勅撰集に二首、「昔の名」建礼門院右京大夫として入集している事実からして、ここに記された時期は、新勅撰集撰集のため定家が資料を求めた折のことと考えられている。「老女となつていた右京大夫の許へはこの任官の噂も流れてこなかったの、前官と知らず、『民部卿』と書いたのであろうか。」とする久保田淳氏の推測が穏当なものであろう。

この記事及び贈答歌は、家集完成後、時経での追記と考えられるが、貞永元年とすれば右京大夫は七十六歳ぐらい(推定)。家集に記された最も年代の新しい歌は、藤原実宗薨後、子息公経と交した追悼歌である。その年建保元年(三三三)からすでに二十年の空白の歳月が流れている。若き日建礼門院の女房であった日々からは五十年の歳月を距てている。へしのばしき昔の名——それはしのばしき昔そのものであるが——に執する、歳月の漂白になお朽ちることを知らぬ熱情に素朴な感動を禁じ得ない。富倉徳次郎氏はここに「彼女のやさしい心」と「内に深く強く籠められた彼女の一つの意志」を顕彰されて「この『昔の名』への執着こそ、戦乱の世に於てしひたげられた一女性の自己の運命への、優しい反抗の最後の凱歌であるといつていへなくはないであらう。」と述べられた。平家哀史に殉じたともいえる彼女の生涯は、まさにこの一つの意志によって完結する。

右京大夫が「思ひのほか年へてのち」再度宮中に出仕したのは、後鳥羽帝在位の建久七年(二五〇秋頃と推定される。家長日記の著者源家長が「非藏人ゆるさ

れて「感泣して初出仕したのも、この年の冬になるが、その家長日記には、新古今前夜ともいふべき正治・建仁期の、未曾有の歌壇隆盛期に、後鳥羽院が女歌人の世に少ないことを嘆いて、積極的に若き才能を発掘したことが記されている。嘉陽門院越前・宮内卿・俊成卿女・八条院高倉・七条院大納言等がその結果世に出た人々であった。右京大夫は最も近きにありながら歌人として盛儀に参加することはなかった。

右京大夫が勅撰集歌人としての栄誉を担うのは、前述のごとく、藤原定家の手によって新勅撰集に二首の詠を撰入されるまで待たねばならなかった。新勅撰集の最終的奏覧は、嘉禎元年（三三三）三月である。高倉の右京大夫が存命してこの喜びを迎えたかは不明である。新古今集に歌を採られることなく、たとえば正治二年建仁元年兩年だけでも五十三回にのぼるといふ歌会・歌合にもその名を見せず、また新勅撰集入集も、風巻景次郎氏のいう「私情的人選の恣意」による色合いも濃いと見れば、右京大夫は後鳥羽院歌壇に、歌人として存在を承認されていなかったとしなければならぬ。その事情は、家集の歌の、当代歌群の傾向との径庭に思いをいたせば、幾分は得心のいくことであるが、歌人意識に呪縛されることなく、ひとり詠草を匣底に秘めた彼女の生の意識とそこに培われた詩の高さを捉えようとするには、いまだ基礎的なところで不明な点が多い。

右京大夫再出仕の折の召名の問題もまた不明なものの一つである。家集一卷に再構成された彼女の人生に、ある意味では記される必要を認められなかった後半生を、召名の問題を手がかりに、考察してみたい。それがこの稿の意図するところである。

二

前述のごとく、右京大夫が再度宮廷に出仕するのは、資盛を西海に失って十年余の後、後鳥羽帝建久七年秋頃と推定される。それを家集に見ると次のごとくである。

わかゝりし程より、身をよくなき物におもひとりにししかば、たゞ心よりほかの命のあらるゝだにもいとほしきに、まして人にしらるべきことは、かけてもおもはざりしを、さるべき人々、さりがたくいひはからふことありて、おもひのほかに、としへてのち、又こゝのへの中をみし身のちぎ

り、返／＼さだめなく、我心のうちも、すぞろはし。ふちつぽのかたさなどみるにも、むかしすみなれしことのみおもひでられてかなしきに、御しつらひも、世のけしきも、かはりたる事なきに、たゞ我心のうちばかり、くだけまざるかなしき。月のくまなきをながめておほえぬ事もなく、かきくらざる。むかしからかなるうへ人などにみし人々、おも／＼しき上達部にあるも、とぞあらまし、かくぞあらましなど、おもひつゞけられて、ありしよりもけに、心のうちは、やらんかたくなしきこと、なに／＼かは似ん。高倉院の御けしきに、いとう似まいらせさせおはしましたるうへの御さまにも、かすならぬ心のちひとつにたえがたく、きしかたこひしくて、月を見て、

今はたゞしひてわするゝいにしへを思ひいでよとすめる月かけ

「若かりし程」というのは、いつの頃を意識に上らせているのか、必ずしも明確ではないが、「心よりほかの命のあらるゝだにも」という嘆声が、資盛亡き後の追善の日々に、しきりに洩らされた悲嘆の言葉に照応することを考えれば、資盛没後のことと考えられよう。若き日の夢や希望が根こそぎ失なわれてしまった後、無用の者と我が身を思いきめて生きてきた果ての「さりがたき」再出仕であった。この間、或る時期兄尊門のもとに身を寄せ、法性寺の僧房に在ったであろうことが、慈門「拾玉集」文治五年十一月の雪の歌とその記事によって推測されるので「さるべき人々」というのは慈門もその中に入るものであろう。

後鳥羽天皇は高倉院第四皇子、寿永二年八月二十四歳で踐祚。建久九年（二五八）一月十一日、皇子為仁親王（土御門天皇）に譲位。この在位の期間、即ち建久九年以前、そしてこの度の宮仕中の記事では久我通宗薨去（建久九年五月）が年代のわかる最古のものであることから、建久七年の秋頃右京大夫は出仕したと推定されている。右京大夫四十歳。高倉院に容貌も似、年の頃も昔中宮のもとで拝した折の高倉院に近い後鳥羽院のありさまや、住み慣れた藤壺の昔に変わらぬたたずまいに、心も砕けるさまは想像に余るものがある。

ところで、この度の宮仕えにおける右京大夫の召名は何であつたろうか。つまり先に掲げたごとく、藤原定家が後年新勅撰集にその詠草を求める際に「いづれの名をとかおもふ」と尋ねたいまひとつの名は、予想されるごとく「後鳥羽院右京大夫」であつたのだろうか。しばらくその問題を検討してみたい。

藤原定家が「いづれの名を」と尋ねている事実からして、右京大夫が「建礼門院右京大夫」という昔の名以外の召名で晩年を過ごしたことは動かせない事実と考えてよい。また彼女が後鳥羽院に出仕したこともまぎれようのない事実である。

では「後鳥羽院右京大夫」と呼ばれたであろうとする証跡はというと、「常縁本徒然草」が唯一のものである。

右京大夫集の再出仕を述べた前掲文の一節が「徒然草」に引かれていることは良く知られている。正徹本をはじめ嵯峨本、鳥丸本等の諸本は、

建礼門院の右京大夫、後鳥羽院の御位の後、また内裏住みしたる事を言ふに、

「世の式も変はりたる事はなきにも」と書きたり。

という本文を有する。常縁本では建永に、一院の右京大夫、後鳥羽院の御位の後、又内すみしたることをいふに世の式もかはりたることはなきと書たり

とある。

常縁本を最も原形本に近いと考えられている村井順氏は、この点について、こゝは常縁本以外は、すべて「建礼門院」となっている。けれども、これは「永」を「礼」と読み誤り、その上さかしら心から、「一院」を「門院」と改めたのだ。(中略)「一院」というのは、後鳥羽上皇をいうのである、右京大夫は平徳子(建礼門院)に仕えていたが、平家没落後、再び出仕して後鳥羽天皇に仕えたので、「一院の右京大夫」といったのである。おそらく右京大夫の晩年は、「一院の右京大夫」と呼ばれていたであろう。けれども、家集を読むとあきらかなように、彼女は建礼門院に仕えることが長かったので、後には、「建礼門院右京大夫」と呼ばれるようになったのであろう。」「常縁本『つれづれ草』が原形本に近い理由」「常縁本徒然草―解釈と研究―」

これによると、作者は後年後鳥羽院に仕えたので「一院の右京大夫」と呼ばれていたことがわかる。また「建永」は「いふ」にかかるとはだから、この家集は建永の年(三三)に、大部分が完成したものであることがわかる。」「建礼門院右京大夫集評解」

これに対し、安良岡康作氏は「寿命院抄」の批判、「増鏡」の記述等を挙げ、同時に二人以上の上皇、または法皇がおられる時に、一番上の方を一院、または本院、次を中院、新上皇を新院と申すのであるから、土御門天皇在位中の建

永年間に、後鳥羽上皇を一院と申し上げることが考えられないと思う。(中略)「建永に一院の右京大夫」とする本文は、わたくしには採れないことになる。

(『徒然草全注釈』)

と批判された。

さらに久保田淳氏は、両説を勘案し、

後鳥羽院に出仕した時の女房名が常縁本徒然草から想像されるように、後鳥羽院右京大夫であったかどうか、現段階では何とも言えないと思う。再出仕し、乃至は長年勤続する女房には、小侍従、丹後のように女房名の変らない者と、六条↓堀河、信濃↓下野のように変る者といるのである。」「(建礼門院右京大夫集評解)」「国文学」第十六巻四号)と述べておられる。

久保田氏の言われるごとく「現段階では何とも言えず、また召名が全く変わってしまったか」という保証はない。しかし、こゝも考えられる。右京大夫の今ひとつの名が、今日全く伝わらないということは、彼女の生涯を考えれば象徴的なことですらあるが、歴史の偶然とは言え、あまりに運命的である。彼女の今ひとつの名を、後に伝えるにくくしたのは、再出仕後の召名が、全く別種のものになったのではなく「右京大夫」という召名が変わらなかったからではないか。

「――の右京大夫」と呼ばれるのは、正式呼称である。日常は単に「右京大夫」であろう。宮中退出時代であるが、「拾玉集」では、「円園梨の妹の右京大夫」の「大夫どの」と呼ばれていた。定家が問うたのは「建礼門院の」「一の」ということではなかったか。定家の問うた「一の」というのは、また必ずしも後鳥羽院とは限らない。「土御門院」「七条院」「嘉陽門院」というように。

三

何故唐突にそう言うかという、再出仕後の右京大夫が長く後鳥羽院に仕えたかどうか疑問があるからである。

後鳥羽帝は、右京大夫が出仕した翌々年、建久九年一月十一日、皇子為仁親王に譲位、自らは院政を摂られ、承久三年(三三)には、いわゆる承久の乱によって隠岐に遷幸される。院政二十四年の間、右京大夫もまた院庁にあったのだろうか。譲位のこと、承久の変のこととも家集に触れるところはない。もちろん自分

自身の身の上の変動にも触れるところはない。

考察の便のために、家集再出仕以後の記述を列挙すると次のごとくである。

一、再出仕の感慨（前掲）（歌番号 三三）

二、五節の淵醉の折りの追憶（三三）

三、宮中での犬の追憶（三四）

四、往事を語る友を求める願望（三五）

五、五月五日、往事の追憶（三六）

六、思ひかけず資盛の名を聞く（三七・三八）

七、隆房中納言との贈答（三〇・三一）

八、藤原実宗薨、公経との贈答（三三・三四）

九、平親宗薨、親長との贈答（三四・三五）

十、九月十三夜、親長との贈答（三七・三八）

十一、源通宗の思い出（三九・四〇）

十二、俊成九十賀の折りのこと（四〇・四一）

十三、跋文（四二）

十四、藤原定家との贈答（前掲）（四八・四九）

○印をつけた四つの事項は、

①十一、通宗歿、建久九年（二九）

②九、親宗歿、正治元年（二九）

③十三、俊成九十賀、建仁三年（三〇）

④八、藤原実宗歿、建暦二年（三三）

のごとくいずれもそれぞれの人物の歿年等から作歌年次が判然する記事で、①のごとく置き換えれば年代順となる。

跋文と、後年の追記である二四の記述を除いて、一から十までの回想が彼女の後半生を窺い知ることのできる全てである。これらは時間的には、後鳥羽院在位中から、讓位後の建暦二年に涉っている。しかし、讓位後も変らず右京大夫が院に近侍したことを明確に語るものはない。回想の年次のはっきりしているものものうち、十の記事は、丁度、後鳥羽院退位の前年建久八年から、退位の建久九年にまたがる出来事である。しかし退位のこと、退位直後の彼女自身の変化についても何も触れるところがない。その事実は、外界の事象に極めて冷淡なまでのこの

家集の性格と、彼女の後半生の意識の在り方を知る上で、無視できないことであるが、今の問題に即して言えば、右京大夫自身には大きな変化はなかった。つまり退位前と同様、院に仕えたとして良い材料になるであろう。

また、もうひとつ、院の側にあったと推考させる記述は六の記事である。これは年次は不明であるが、次のごとくである。

人のうれへ申しことのあるを、さるべきひとの申さたするをきけば、後白河院の御時、おほせくだされけるなどて、このさめやらぬ夢とおもふ人の、藏人の頭にたかきたりけるとて、その名を聞くに、いかゞあはれのことものめならむ。

水の泡と消えにし人の名ばかりをさすがにためてきくも悲しき

この部分、「高倉院の御時」ではなしに、「後白河院の御時」とあることから判断して、院庁での事務で、院宣の先例を挙げたものと解される。「御時」は普通、「天皇の御代」と解されるが、後白河天皇時代とすれば、資盛が藏人頭の時に書いたというのが、落ち着かない。この不審も、右京大夫が院庁にあって、後白河院政の頃を御時と記したのだと見れば納得が行く。

以上のことから、右京大夫は後鳥羽院退位の後もしばらくはその側に仕えていたとひとまずは言うことができよう。

しかし、その状態がいつまで続いたのであろう。承久の変による後鳥羽院の隠岐遷幸の悲運を、彼女は院の女房として迎えたのだろうか。それには先述の如く疑問を抱く。その疑問を感じさせるものは何かというと、家集中三の記事、俊成九十賀の記事である。この時期すでに右京大夫は、後鳥羽院女房ではなかったのではないか。

俊成九十賀は、建仁三年（三三）十一月二十三日、後鳥羽院が歌界の長老たる俊成の九十歳の長寿をことほぐ賀宴の宴であった。「かの光孝天皇の御時、はなの山の僧正仁寿殿にめして、賀をたまはれるを例として」の盛儀の様子は、「家長日記」俊成卿九十賀記に詳しい。この折り、後鳥羽院より俊成に賜わる法服の袈裟に書くべき歌が宮内卿に命じられ、その歌を紫の糸で刺繍することが右京大夫に命じられたのであった。重代の能書の家世尊寺家の人として名譽ある役であった。祝宴の当夜、宮内卿の歌の不首尾から、刺繍の文字二字を置き直すということが起こり、急掬右京大夫は召し出された。その間のことを家集には、

にはかにその夜になりて、二條どのへまゐるべきよし、おほせ事とて、範光中納言の車とてあれば、まゐりて、文字二字おきなおして、やがて賀もゆかしくて、よもすがらさぶらひてみしに、

と記している。

不審というのは、この記述で、賀宴の当夜右京大夫が、迎えの車によつて召し出されるまで、二條殿に居なかつたということである。この賀宴が二條殿の和歌所で催されたことは「俊成卿九十賀記」に、

建仁三年十一月廿三日丁亥。今日於一上皇二條御所ニ、被賀入道正三位釈阿九十算⁽⁸⁾。

「家長日記」に

和歌所にして賀を給へき仰を下さる。

和歌所の南におまじよそひて御座とす。

とあつて、家集にいう「二条どの」が当夜の会場であつた事は動かない。そして二條殿は上皇御所である。

御鳥羽院は退位の直後、式子内親王の座所であつた大炊御門に移御され（明月記・家長日記）、建久九年四月、二條殿造営成つて（明月記）、そこを上皇御所とされた、和歌所は建仁元年二條殿の弘御所に設けられたものである（家長日記）。

建仁の頃一時、京極殿に移られたことが家長日記に見えるが、これは二條殿の焼亡による。後藤重郎氏によれば、⁽⁹⁾明月記建仁三年十一月九日の記事により「二條殿が善美を尽くして修復なつた」のであり、修復成つた二條殿和歌所で、俊成九十賀は催されたのであつた。

右京大夫がこの時期、院の女房であれば、当然二條殿の内になければならないであらう。戌の刻頃から参集し、「晝かたにをのくまかりいづ」という当夜、右京大夫に賀宴に仕える役向きがなかつたとしても、二條殿の曹司にあるべきではないのだろうか。考えられる不在の理由は、

一、またまの退出。

二、二條殿修復後日が浅いので、未だ京極殿に居る。

三、上皇女房ではない。

石田吉貞氏によれば、この催しは、建仁三年八月頃から計画され、初め九月十三夜に行なわれる予定であつたのが、叡山の堂衆学僧の争いがあつたので十一月

二十三日に延期されたものであるという。長い準備の期間を持った盛儀であつた。右京大夫の再出仕後の女房としての立場がどのようなものであつたかは不明であるが、通宗との応酬の回想などから推測されることは、若い女房達の上に立つ中堅的存在であつたろうと思われる。上臈女房ではないが宮仕への経験と年輩と、豊かな才によつて、有能な女房として重んじられたであらうことは想像に難くない。盛儀の陰に院の女房の役目は重要なものであり多忙なものでもあつたはずで、当夜里邸に退出することは不可能であらう。京極殿の曹司に下つていたと見ることも、有り得ないことではないが不自然である。こう考えて来ると、この時期すでに彼女は院の女房ではなかつたという感を禁じ得ない。院女房であつたればこそ、法服の袈裟の刺繍の役も命じられたのであるとも考えられるが、以上の疑問を理由に、右京大夫はこの時期、院の女房ではなかつたと仮定したい。なお時間的にはこの年の後になる前掲八の藤原実宗薨去（建暦二年）の折の贈答は代詠であり、院御所になかつたと考えても矛盾しない。

建仁三年十一月の頃には、すでに右京大夫が上皇女房を辞したと仮定して、それではその後の彼女の閑歴に何を加えることが可能であるか。

「明月記」建永元年七月十二日の条に次のとき記述がある。

十二日、天晴、今晝幸鳥羽殿云々、（中略）昨日朝五首題給十人、今夜詠進、可有歌台、大納言兼宗卿、太皇季経卿、入道、経家朝臣、隆保朝臣、通方朝臣、七条院右京大夫、加茂重政、運重、^{内々仰云、他家歌台為吟其歌体、故詠進之、所詠進有宣歌云々、}

建永元年は、俊成九十賀から三年の後、和歌所では、新古今集の竟宴（元久二年）後、切継の作業が寧日なく進められていた頃である。この七月、新古今集に編入された歌を有する歌会だけでも、二十五日卿相待臣歌合、和歌所当座歌合、二十八日和歌所当座御会、和歌所当座歌合と四種を数える。前記明月記の記述の前後は、切継の激しさと、編入すべき歌を求める歌会・歌合の盛行を窺わせる記述が多い。「昨日朝五首題給十人」というのもまたそうした作業の一環であつたと考えられる。

兼宗、季経、経家等、当代屈指の歌人に伍して「七条院右大夫」という名がある。ここに名をつらねた人々のうち、兼宗、季経、経家はいずれも新古今歌人である。通方は新古今には入集しなかつたが新勅撰集に入集の歌人、隆保、運重、七条院右京大夫も、力働を認められた歌人であつたに違いない。しかしこの七条院右京大夫は何者が不明である。また明月記にもこの条以外に見当らない歌人で

ある。明月記のこの条を信ずれば、建永の頃、七条院女房に右京大夫と呼ばれる歌人が存在したことになる。この七条院右京大夫と建礼門院右京大夫を結びつけて考えることは性急にすぎることであるが、全く荒唐なこととも言えないのではないだろうか。

七条院は言うまでもなく、後鳥羽御母、高倉天皇の妃。修理大夫藤原信隆の女で、保元二年の生れ、右京大夫とほぼ同年であるが、始め建礼門院徳子に仕え、のち典侍となって尊成親王（後鳥羽院、守貞親王を生んだ。建久元年院号宣下、元久二年落飾、安貞二年七十二歳で薨じた。建礼門院女房であり後鳥羽院女房であった右京大夫が出仕するにはふさわしい所である。

七条院に仕えた女房で歌人として名が高い者は七条院大納言、七条院権大夫、七条院越前である。七条院越前は、大中臣公親の女、はじめ七条院に仕え、歌人として召されて後鳥羽院女房となり、後、後鳥羽院第二皇女嘉陽門院礼子に仕え、嘉陽門院越前と呼ばれた。後鳥羽院を中心として、その出仕先を変えた例として見ることができる。右京大夫が後鳥羽院の許から、何らかの事情で七条院の許へ移ったとしても不自然なことではない。

七条院大納言は周知のごとく、建礼門院右京大夫集自筆本を最初に見せられ、これを書写し世に出した人である。念の為家集奥書を引くと

本云

建礼門院右京大夫集也

此本自筆なりけるを

七條院大納言さがたき

ゆかりにて、このさうしをみ

せられたりけるを、かきうつされ

たととなむ

この大納言は、勅撰作者部類によれば「中納言実綱女」新古今三首の歌人である。実綱は三条内大臣公教の長子で、本名実経。本位田重美氏は「七条院大納言は三条内大臣公教の孫、中納言実経の女、始め高倉院に仕え、後七条院に仕へた」と推定され、右京大夫集の中に「大納言の君」とあるの同一人物、さらに「奏筆相承血脈」に「太政大臣師長」の笛の弟子「大納言局」とも同一人物と推定されて、奥書にある「さりかたきゆかりにて」の依りどころを、その閨歴と音

楽の機縁に求められた。⁽¹²⁾もし右京大夫が七条院女房として、七条院大納言と同僚女房であったとしたら、七条院大納言とのさがたきゆかりも、また彼女の手によって家集が世に出る経緯もまことによく納得のいくことである。

七条院権大夫は勅撰作者部類によれば、左京権大夫光綱女。古典文学大系「新古今和歌集」作者略伝によれば「母宮内少輔伊行女」とある。尊卑分脈によっても、伊行女に光綱に嫁した者は認められない。もちろん右京大夫がその母であることは考えられない。しかしこの略伝に幾分の根拠あるとすれば、今右京大夫と七条院方とのつながりは、決して浅いものでないことの一助にはなるであろう。以上の推定は単に臆説たるに止まるであらうが、これが許されるならば「明月記」七条院右京大夫という歌人を建礼門院右京大夫と結びつける可能性なしとしないであろう。そして、建礼門院右京大夫は、後鳥羽院に出仕後、建仁三年頃にはすでに院を辞し、七条院に出仕、建永元年頃には七条院右京大夫として七条院の許にあつたと推定することも許されるであらう。

なお七条院の御在所は三条殿であることは明月記その他によって知る。賀宴の当夜、範光中納言の車で迎えらるるにふさわしい場所であらう。ただし範光は刑部卿範兼の子、その姉に後鳥羽院乳母卿二位兼子がいる。京極殿はもとと卿二位の座所であつたから、範光の車を仕わしたのは、京極殿であつたという可能性も残る。

四

私家集の研究にはおよそ二つの立場があるといわれる。一つは「私家集を文学史的研究所の資料と見る立場」、一つは「私家集を文学史的研究の対象と見る立場」である。⁽¹⁴⁾

以上の考察は、単に伝記研究所の資料としてのみ家集を読んできたことになるが、この家集が、「宿世」の不幸を凝視する、王朝以来の日記文芸に系譜を繋ぐ、《日記の性格》を強く持ったものであるために、伝記的空白を補完する作業もまた必須の要件なのである。

とは言え、秋山虔氏が日記文学について、「作品と作家の伝記研究とが切りはなしがたく、また切りはなすことが正しくないことは自明であるけれども、この両者の統一は、決して無媒介無自覚になされてはならぬということである。ことに日記文学研究の場合、そこにはつねにほとんど避けがたいほどの陥穽が待ちか

まえているといつてよいだろう。」と述べられた警告を想起せざるを得ない。

作者の「実人生の経験的事実」の詮索は、いかに詳細になし得ても、そのみではそこに日記文学を文学たらしめているものは掘り当てられることはない。木村正中氏が「書き進められていく表現の根底にあって作品全体を総括するもの」と言い、「現実から解放された新しい世界、自立的な構造をもった新しい世界」と言われた、「作品にかたどられた人生」の統括原理に迫る、方法意識に貫かれた作品論こそ要請されるのである。

右京大夫が、後半生の召名を否定して「しのばしき昔の名」に執したことは、単に「へだてはてにし昔のことのわすれがたけれ」ばというだけではなく、そこに積極的な「一つの意志」を認めなければならぬことは、富倉徳次郎氏の言われるごとくである。先述の考察は、単に臆断にとどまり、今後に補強される事実が発見されなければ、意味をなさないかも知れないが、彼女が七条院女房であり、また七条院右京大夫として、歌人活動をする折りもあったとするならば、後半生の作歌を大部分家集にとどめず、身辺の変動をも記すに足らぬものとして、家集を編み出した「一つの意志」は、これまで考えられた以上に厳しいものとして受けとめなければならないものになるであろう。

詠歌は長い人生の、その折り折りの「痛感の表出」であるが、家集編纂という伝統的行為は「日記する心」に等しく、歴史的、社会的背景のもとにおける「経験的事実」を脱し、自らの存在意義を確立する、より深い生の根源に迫ろうとする営みである。この作品の「根底にあって作品全体を統括するもの」、この作品に内蔵する「自立する論理」を究明するためには、この経験的事実の推定と共に、いわゆる「構想論」乃至「成立論」との密接な関連のもとに考察されなければならない。その志向を今後に残し、ひとまずこの稿を閉じる。

(昭和四十八年一月十日受理)

注

- (1) 「建礼門院右京大夫集評釈」『国文学』第十三巻第十二号、第十六巻第四号連載。
- (2) 「右京大夫・小侍従」(三省堂)「建礼門院右京大夫」第一部伝記篇。
- (3) 石田吉貞氏「新古今集」『和歌文学講座第四巻、万葉集と勅撰和歌集』所掲。
- (4) 「中世の文学伝統」『風巻景次郎全集』第四巻、『和歌の伝統』所掲。
- (5) 本位田重美氏『評 建礼門院右京大夫集』(武蔵野書院)において考証されたと。
- (6) 「拾玉集」については多賀宗華氏『校本拾玉集』(吉川弘文館)に依る。
- (7) 「俊成卿九十賀記」『群書類従』巻第五百二十九。
- (8) 石田吉貞・佐津川修二両氏『源家長日記全註解』(有精堂)による。
- (9) 『新古今和歌集の基礎的研究』(瑞書房)
- (10) 「明月記」本文は国書刊行会『明月記』第一巻による。
- (11) 有吉保氏『新古今和歌新の研究——基盤と構成』(三省堂)に負う。
- (12) 注(5)に同じ。
- (13) 古典文学大系「新古今和歌集」付「作者略伝」は「宮内庁書陵部蔵鸛司城南館旧蔵本を底本とし、天理図書館島丸本及び尊卑分脈・公卿補任等により校訂したもの」と注記あり。
- (14) 清水文雄氏「私家集概説」『和歌文学講座第六巻、王朝の歌人』所掲。
- (15) 秋山虔氏「日記文学論——作家と作品とについて——」『王朝女流文学の世界』(東大出版)所掲。
- (16) 木村正中氏「日記文学の本質と創作心理」『日本文学の争点』「第二編中古」所掲。

